

市民社会における社会教育の役割に関する考察

—『社会教育の終焉』論の再検討—

生涯学習基盤経営コース 萩野亮吾

A Study on the Role of Social Education in Civil Society:
Reexamining the Idea of "The End of Social Education"

Ryogo OGINO

In the 1980's, Keiichi Matsushita pointed out that the role of *Kominkan* and social education administration had come to an end in a book titled "*The End of Social Education*". This critical view was strongly opposed by social educators. However, his opinion can be evaluated in that it predicted exactly the rise of citizens' movements and volunteer activities, and the progress of decentralization and internationalization in the 1990's.

This paper intends to put the idea of "The End" into his whole theory of civil society, and to reexamine the argument about "The End". As a result, it gets possible to consider the role of social education in civil society in terms of helping subject-formation.

目 次

- 1 はじめに
 - 2 「終焉」論の概要と批判
 - A 「終焉」論の概要
 - B 「終焉」論への批判
 - 3 松下圭一の市民社会論の展開
 - A 大衆社会論の形成
 - B 市民参加論の展開
 - C 都市型社会論における議論の変質
 - 4 市民社会における社会教育の役割
 - A 「終焉」論の意義と課題
 - B 主体形成と社会教育
 - 5 おわりに
-
- 1 はじめに

1980年代に、松下圭一が提起した「社会教育の終焉」論(以下、「終焉」論と略す)を巡って、社会教育関係者の間で活発な議論が行われた。当時は、松下の議論への批判が中心だったが、1990年代以降の社会の動向は、市民活動やボランティア活動の活発化や、地方分権化や国際化などの進展など、松下の議論の正確さを証明しており、松下の「終焉」論を改めて検討する時期に来

ていると言える。

しかし、これまで、松下の「終焉」論と、「終焉」論への批判を総括し、そこから市民社会における社会教育の役割を考えていくという思考様式は採られてこなかった。「終焉」論を巡る議論を生産的に読み返すためには、社会教育が必要か否かという単純な議論を行うのではなく、松下が想定するような市民社会において、社会教育の役割とは何であるのかを考えることが必要となる。

そこで、本論文では、まず、松下の「終焉」論と、それに対する批判を取り上げ、批判が成功していないことを指摘する(2)。次に、松下の市民社会論を体系的に振り返り(3)、「終焉」論の位置づけを確認した上で、松下の想定する市民社会においても「主体形成」の課題が残っており、そこから社会教育の役割を考えられることを述べる(4)。最後に、本論文の成果と課題を述べる(5)。

2 「終焉」論の概要と批判

A 「終焉」論の概要

「終焉」論とは、松下圭一が1980年代に展開した、社会教育行政批判を中心とした議論のことです。

まず、松下は、小川利夫との対談の中で、“民主主

“義務啓蒙”と“市民参加”を区別し、啓蒙型の社会教育を批判し、“行政としての社会教育と市民文化運動との区別”を主張した¹⁾。松下は、社会教育という語に含まれる，“市民文化活動”と、社会教育行政による施策という二重の意味を指摘し、後者は前者のわずか一部を担い得るに過ぎないと述べている²⁾。

この議論の延長上にあるのが、『社会教育の終焉』における議論である。まず、松下は、市民社会と社会教育行政の関係について、“国民主権は個々の国民の《市民》としての成熟を条件”とするのだとして、“国民の市民としての未熟を前提としてのみ、社会教育行政ないしその理論が成立しうること”を指摘する。つまり、“成人市民の自己教育・相互教育はむしろ「教育なき学習」というべき”だと主張する³⁾。

続いて、松下は、日本型教育発想の“官治性(行政主導による教育)”, “無謬性(無謬の原典「勅語、国定・検定教科書」による教育)”, “包括性(全国民の全生活をおおう教育)”を指摘し、社会教育行政をこれらの特徴を体現するものとして批判の対象とする⁴⁾。

そこで、まず取り上げられるのが、公民館とコミュニティ・センターの関係を巡る問題である。松下は、“問題の核心は、私のいう小型市民施設としての<地域センター>に「職員」をおくか、おかなかいか、あるいは<地域センター>を公民館にするか、コミュニティ・センターにするかは、市民ないし市民参加・職員参加による「自治体計画」の選択の問題となってきた”と述べる。松下は、「事業施設」としての公民館に対して、「貸部屋」としてのコミュニティ・センターでは、“コミュニティ・センターそのものの市民運営・市民管理によって、市民自治の訓練のチャンスとする可能性をもつ”として、“社会教育行政理論は、保守系・革新系いずれを問わず、「安易な住民主義」を拒否するというかたちで、市民参加がすすめばすすむほどこれに正比例して職員の必要がありますという理論をくみたて、職員の位置を正統化してきた”ことを批判する⁵⁾。

次に、社会教育行政について、“社会教育行政では、市民文化活動が多様化・高度化し、市民の文化水準が行政の文化水準をのりこえているにもかかわらず、社会教育行政職員は必ず市民文化活動より一段たかくなければならないという不可能な理論が保守系・革新系をとわざ訴えられている”こと、つまり“社会教育行政は、市民の「自己教育」「相互教育」といいながら、歴史的には、実質的に教化手段に堕していた”ことを批判する⁶⁾。

さらに、公民館運営や専門職員に関する議論に続い

て、「学習権」理論が批判される。松下は、“市民文化活動は、基本的人権たる「自由権」の行使”であり、“基礎教育をおえた成人の市民文化活動には学習権はあてはまらない”と述べる。“現実にあるのは自由な市民文化活動である”として、“この市民文化活動は、自由権によっており、社会権としては、社会教育行政とは直接関係なく、市民一般のシビル・ミニマムとしての市民施設の適正配備のみにとどめ、この施設も小型ならば市民運営・市民管理、中・大型になれば市民運営・職員管理とすればよい”として、「学習権」理論に基づく社会教育行政のあり方を斥ける⁷⁾。

最後に、松下は、文化施設、文化財については、“文化整備委員会(行政委員会方式)”, “文化室(首長直属方式)”, “教育委員会内部(現行方式)”の三方式を各自治体が選択して実施することを提案している。同時に、市民参加に基づく“自治体政策研究所”的設立を提案し、“そのほかに、市民参加組織としての問題別市民委員会、地区別市民協議会も政策立案を直接”行い、“この市民参加の過程で、市民はその政治成熟へとまた一歩ふみだし、市民文化活動もハズミがついていく”と述べる⁸⁾。

松下は、「市民の自由な文化活動」の広がりに日本社会の特徴を見出し、そこでは、「官治・無謬・包括」性を基調とした社会教育行政の存在意義はないとした。それに代わって、市民参加を基盤とした自治体単位の計画策定や施設配備を行うことの重要性を述べたのが、松下の「終焉」論だったと言える。

B 「終焉」論への批判

まず、「終焉」論に対する批判の時代的な背景を押さえておくと、「終焉」論への批判は、その他の施策への批判と合わせて行われたということを指摘できる。例えば、1970年代初頭から自治省が主導する形で推進されたコミュニティ政策の動向や、1970年代後半から地方自治体で見られた社会教育施設管理委託の動向は、「終焉」論と同一視された部分が少なくなかった。さらに、1980年代中頃の臨時教育審議会から出された一連の答申も、“二つの社会教育「終焉」論”と表現されるよう⁹⁾、「終焉」論と重ねて批判された。社会教育関係者は、これらの施策の動向と松下の議論を同一視し、戦後の社会教育の理論と実践に相対するものとして受け取った面がある。ここでは、これらの施策と、松下の議論には、直接的な関連は認められないということを確認しておけば良い。

次に、松下の「終焉」論への批判を見てみると、その

批判は、3つの論点に整理することができる。

第一に、松下の議論が、社会教育の歴史的な展開を踏まえていないとする批判が挙げられる。これは、社会教育法制研究や行政研究の立場からの批判であり、具体的には、松下が、「社会教育行政の矛盾構造」論や、「学習権」理論を踏まえていないことを批判するものであった。例えば、“社会教育「終焉」論も「生涯学習の体系化」論も、ともに「教育」よりは「学習」を第一義的に重視すべきだとしているが、それらの「学習」観には「人権としての学習」観が基本的に欠如している”という小川利夫の批判や¹⁰⁾、“松下氏の場合は、学習社会論とは反対に、市民自治をユートピア的に描くことによって公的教育を否定し、結果的に、学習権思想を守り育ててきた地域の住民運動を、無視ないし過小評価している”とする佐藤一子の批判¹¹⁾、もしくは“松下氏は、戦後の社会教育行政・公民館などに内在する矛盾構造とその具体的展開の歴史”を見ていないとする笹川孝一の批判が挙げられる¹²⁾。これらの批判は、松下の議論とかみ合っていない。松下は、社会教育の歴史的な役割を認めながらも、その役割が終わったことを主張しており、歴史的な展開を見ていないとする批判は、松下の主張への十分な反論とはなり得ない。これらの批判と松下の議論がかみ合わない理由については4 Aで述べる。

第二に、松下の現状認識の不十分さを指摘する批判が挙げられる。例えば、鈴木真理は、“松下の批判は、たとえば公民館のカルチャーセンター化に対する見解などにもみられるように、批判の対象として公民館の理念だけがとりあげられるのではなく、公民館の現実も問題にされている”のだが、“理念と現実との間に著しいギャップが存在した場合、単に理念を批判してみたところであまり意味はない”のであり、“現実がどういう状況であるかを読みとることも重要”だと述べている¹³⁾。この批判は、松下の社会教育への理解の不足を指摘するものであり、松下の方法論への批判ともなっている。

第三に、松下の教育観・学習観を問い合わせる批判が挙げられる。例えば、“基礎教育を終えたらみんな成熟して大人になるのだというのは、ひどく単純でオプティミスティックな発達論である”とする宮坂広作の批判や¹⁴⁾、“社会教育関係者の間では、「教育」という言葉は、人びとの自發的な「学び」の意思と行為とをより効果的に実現させるための専門的・技術的な援助の総体として使われており、古い意味での教育概念を使う人は、まず、いない”という小川剛の批判¹⁵⁾、さらに、

“学習者の主体性を論ずることと、既に学習者は成熟して自由な主体であると見なすことは決定的な相違がある”として、“松下においてはこの点が混同され、基本的には学習者は現代社会において、自分で自律した主体として文化活動をすすめるものと想定されてしまっている”という山田正行の批判が挙げられる¹⁶⁾。これらの批判は、松下の教育観や学習観への批判であり、成人への教育や成人の学習に関する本質的な議論にもつながり得る。ただし、その際には、長浜功がまとめたように、“従来の社会教育理論は、(一)公的に保障された教育を、(二)公民館を中心とする学級・講座等の教育事業により、(三)社会教育主事、公民館主事等のいわゆる専門職員が、(四)住民の参加を求めてすすめてゆく、というもの”だとして、“松下教授は(一)から(三)までを否定し、残る(四)を中心とした社会教育観を打ち出した”ということに対して¹⁷⁾、社会教育の新たな役割をどのように理論化するかが課題となる。

これらの批判を見ていくと、松下の社会教育行政論、権利論、社会教育施設論、職員論、学習論というそれぞれの論点についての批判が見られるが、松下への批判としては必ずしも成功していないと言える。なぜなら、松下が提起した論点を正確に受けとめた上で、これまでの社会教育のあり方を見直し、新たな社会教育のあり方を提示するという議論が僅かにしか見られなかつたからである。そこで、次に、松下の一連の論考を追い、松下の「終焉」論を正確に理解した上で、批判を試みる。

3 松下圭一の市民社会論の展開

ここでは、松下の主要な論考を中心として松下の市民社会論の軌跡を追う¹⁸⁾。その際、あくまでも便宜的な区分に過ぎないが、松下の市民社会論を、1950年代の「市民政治理論」・「大衆社会論」、1960年代～1970年代の「市民参加論」、1980年代以降の「都市型社会論」の3つに区別して論じる。

A 大衆社会論の形成

松下の1950年代の議論は、「大衆社会論」としてまとめられる。その議論の特徴は、“大衆社会状況をもたらしたとされる独占主義資本段階の特徴の説明、およびその把握のための分析枠組み”であるとされる¹⁹⁾。前者の“独占資本主義段階”的特徴については、松下は、“I 労働者階級を中心とする人口量のプロレタリア化”，“II テクノロジーの社会化にともなう大量生産・大量

伝達の飛躍的発達”，“Ⅲ I・Ⅱを基礎とした伝統的社會層の平準化 levelling による政治的平等化”という3つを挙げている²⁰⁾。

後者の分析枠組みについては、松下は，“「経済構造=社會形態=政治体制」という三重構造”的分析を提唱し²¹⁾、この枠組みに基づいて、「近代(19世紀)：産業資本主義=市民社会=市民国家」と、「現代(20世紀)：独占資本主義=大衆社会=大衆国家」とを区別している。このような大衆社会論を展開する目的について、松下は、“20世紀の独占段階において、……欧米の人々の理論構造が(引用者注・20世紀の大衆社会論を指す)，19世紀の理論構造と違ったものはなぜか、ということ”であると述べている。松下は、なぜ、大衆社会論が形成されたのか、その時になぜマルクス主義が発展したのかを問うことが問題であるとして、“存在が理論に反映するとするならば、理論内容がかわったということは、逆に存在自体がかわったということを意味するのではないか”と課題の設定を行う。そして、その解答は、“独占資本主義社会の移行にともなう大衆社会、それに対応する大衆国家の成立”であるとしている²²⁾。松下のこのような立論は、“階級関係の対立を暴露するのみでは、政治過程における有効な戦術論・組織論は提起できない”というマルクス主義への批判意識、もしくは“戦後日本における啓蒙思想の封建対近代という近代一段階論批判”という、大塚久雄や川島武宜などの戦後知識人の近代化論への批判意識の上に成り立っていたと言える²³⁾。

そして、この“独占資本主義段階”において、松下が問題としたのは、“二重の疎外”的問題であった。松下は、“労働者階級は、市民社会から大衆社会への社會形態の転化にみあって、その存在形態も変化した”として、政治的な主体性を獲得したはずの労働者階級が、なぜ受動性を強めるのかを分析する。そして、その理由を、“資本主義的疎外(商品化)と大衆社会的疎外(官僚機構と大衆操作)”という二重の非人間化が貫徹されていること”に求めている²⁴⁾。つまり、松下は、“独占資本主義段階”においては、資本主義諸国だけでなく共産主義諸国でも、“大衆社会的疎外”が存在することを指摘しているのである。

このような、松下の大衆社会論は、「大衆社会論争」を引き起こし、マルクス主義者を中心に批判を受けたが、松下の大衆社会論を今、振り返れば、“社會形態を論じる大衆社会論と、經濟構造を問題とするマルクス主義とでは、議論の次元が異なるのであり、大衆社会論対マルクス主義という対立図式はありえない”の

であり、“「資本主義的疎外」と「大衆社会的疎外」という、松下の二重の疎外の概念は、無階級社会を協調する西洋の大衆社会論と、単に階級闘争にのみ力点を置く教条主義的なマルクス主義の、双方に対して彼が批判的であったことを示す”ものであるという見方が妥当であろう²⁵⁾。

ここで、松下の「大衆社会論」の基礎にあったのは、ジョン・ロック(John Locke)の研究から導き出された「市民政治理論」であったということが注目できる。松下は、ロックの研究を通じて、19世紀のイギリスの産業資本主義段階の社會形態において支配的だった政治理論(「市民政治理論」)の理論構造を導き出した。そこでは、“市民的政治意識は、自由の觀念を価値觀念として構成されている”とされ、そのような価値觀念を前提として、“自由の主体としての個人”が設定され、“《個人》が市民的政治理論の全体系的展開を規制する範疇的な嚮導概念として機能し”，“個人が絶対主義《国家》に対立しつつも、市民《国家》の主体として、定位されているという構造的必然性から、市民政治理論は、《国家対個人》を嚮導構成として作用せしめている”という理論構造を持つとされる²⁶⁾。

また、松下は社会主義理論を、この「市民政治理論」の枠組みの中に位置づけた。松下によれば、“社会主義思想について注目すべきは、革命的市民政治理論の問題性たる《国家》対《個人》という対立一範疇機構自体を継承していること”であり、“《国家》対《個人》の中間に《階級》という媒介項を插入することによって、かつては絶対主義《国家》対市民《個人》であったが、ここではブルジョア《国家》対プロレタリア《個人》という対立となってくる”ことを指摘する。そして、松下は、“《個人》の自由な結合体としての「市民社会」という觀念を継承”しているという点で、“「社会主義」Socialismは、まさに、「社会・主義」society-ism の正統の後継者であった”と述べている²⁷⁾。

さらに、松下はイギリスにおける多元的政治理論や、アメリカの集団理論に着目し、それを「市民政治理論」の転回として位置づけた。松下は、グレアム・ウォーラス(Graham Wallas)の「巨大社会(great society)」の理論を大衆社会の理論と見なし、また、ハロルド・J・ラスキ(Harold Joseph Laski)の多元的政治理論の重要性を指摘する。松下によれば、ラスキの理論は、“大衆的「主権国家」に対立すると同時に大衆的「巨大社会」とも対決しつつ、個人の自由は<集団>の内部で再生せしめられる”ことを述べたものであり、“<集団>が個人の自由の基礎となる”ことが強調される。そして、

松下は，“目的団体(アソシエーション)”の役割に注目し，“集団が自由な個人の自発的結合体という社会契約＝ソキエタス的構造をもち，かつての「市民社会」の観念に対応している”ことを指摘する²⁸⁾。このことから，松下は，ウォーラス以降の20世紀の政治理論・社会理論が，19世紀のそれとは異なることを指摘し，“「大衆」対「官僚組織」に両極化する＜個人対国家＞の間に，カテゴリーとして……＜集団＞つまり中間＜媒介＞観念をいかに設定するか”が課題であるとしている²⁹⁾。

以上のように，この時期の松下は，「近代」とは異なる「現代」における新たな「市民政治理論」を，「二重の疎外」という課題の克服を中心とした「大衆社会論」として展開しようとしたのだと見ることができる。

B 市民参加論の展開

このように，「市民政治理論」に基づく「大衆社会理論」を展開した松下は，戦後の日本社会の問題状況を，“マス状況とムラ状況の二重構造”であると捉えていた。そこでは，“近代工業の確立が下からの農業革命をへることなく明治絶対主義国家官僚によって上から指導され，戦後改革も上からの革命ないし啓蒙によって準備されたこと”によって，“今日のマス状況とムラ状況の二重構造は，日本近代史の歴史的特殊性の今日的帰結である”と捉えられ，“マス状況とムラ状況とにたいする二正面作戦を，体制変革の過程でどのように構成するかが，今後の変革戦略の課題となってくる”と述べられている³⁰⁾。

しかし，この問題の解決のために，革新政党の運動に期待することには，松下は批判的であった³¹⁾。むしろ，松下の関心は，そのような既存の政党の運動に頼らずに，「二重の疎外」を克服する「市民的人間型」を形成するというテーマに向かっていった。松下のいう「市民的人間型」とは，“私的・公的自治活動をなしうる自發的人間型”的ことを指し，“民主主義の前提をなす個人の政治的資質すなわち「市民性」というエートスとして理解すべきである”とされる。そして，“今日の問題は大衆民主主義という前提のもとでの市民的人間型の形成”であり，“国民的政治参加における市民的自発性ないし階級運動における市民的自発性をいかに構築していくか，がまさに「市民」というかたちで問われている”と述べる³²⁾。その際に，松下は，「市民的自由」を“権力からの自由”と“権力の自由”に定式化し，最も重要なのは，“権力からの自由”，特に，そのうちの“権力への抵抗”であると述べている³³⁾。

松下は，さらに，1960年代中頃の革新運動の内部において，「闘う労働者」と「自発的市民」の人間型が分裂していることを批判し，“自治体レベルでの地域民主主義ないし自治体改革－市民の政治参加”を重視する。松下は，“＜市民＞が理念としてかかげられるのみではなく，日常的に機能する主体であるならば，まず自治体レベルでの市民運動こそがその原型となる”と述べ³⁴⁾，「地域民主主義」と「自治体改革」を重視した理論構築を行っていく³⁵⁾。

そして，松下は，1970年代に入ると，“工業化は現代都市問題を激化させたが，それを解決する主体としての市民をも成熟させた”として³⁶⁾，「都市化」と「市民化」を結びつけた理論を構成する。ここで注目できるのが，1960年代～70年代にかけての革新自治体の施策を支える理論となった，「シビル・ミニマム」という概念である。「シビル・ミニマム」とは，“現代における「都市生活基準」のことであるが，“第一にそれはすべての市民の権利という性格”を持ち，“第二には自治体の「政策公準」という性格”を持つことから，二重の意味があるとされる。前者については，「シビル・ミニマム」は，“現代における自然権としての生活権の思想”であり，“憲法25条の「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活 minimum standard of living を営む権利を有する」という生活権規定を現実の政策として具体的に展開する”ために必要な概念だとされる³⁷⁾。松下は，それまでの憲法学の生存権を中心とした社会権の解釈を批判し，社会保障(生存権)だけでなく，社会資本(共用権)や社会保健(環境権)を含んだ概念として生活権を位置づけた³⁸⁾。後者については，“市民自治による市民福祉は，市民→基礎自治体→広域自治体→国へと展開されるため，国→広域自治体→基礎自治体→住民という既成の国家統治の官治・集権体制を，自治・分権体制へと転換”させる必要があると述べられている³⁹⁾。

さらに，松下は，市民活動・市民参加の理論化を進めるために，従来の憲法学の見直しを提唱した。松下は，憲法学の課題として，“第一に，国民主権を前提とするにもかかわらず，国民主権を国家主権へと置換し，国民を国家統治の対象へと解消すること”，“第二に，国家統治と市民自由・市民福祉との緊張が問題とされても，憲法機構としての自治体の独自性の設定が欠如している”ことの二点を挙げた⁴⁰⁾。そして，“官治型理論から自治型理論へ”として，“Ⅰ市民自由の確立(いわゆる自由権)”と，“Ⅱ市民福祉の整備(いわゆる社会権)”の二つを“市民の政治課題”として挙げている。

“I市民自由の確立”に関しては、(1)参政権、(2)社会分権、(3)複数政党、(4)機構分権、(5)抵抗権という“分節政治システム”的展望を制度化”する必要があると述べる一方で、“II市民福祉の整備”については、(1)基本所得の保障と、(2)シビル・ミニマムの保障の確立が課題になり，“市民自治によるA政策決定、B政策執行、C政策責任をにぎる政治システムを、自治体、国の各レベルで構成しなければならない”とする⁴¹⁾。松下は、「国家統治」から「市民自治」、「中央集権」から「地方分権」への転換を理論化しようとしたのであり、この論点は、1990年代以降の論考でも一貫している⁴²⁾。

この時期の松下の議論は、市民参加・市民活動を具具体化する方法を考察し、その中の「市民的人間型」の形成を模索していたとまとめることができる。

C 都市型社会論における議論の変質

しかし、1980年代以降、松下の問題設定は、「大衆社会」における「マス状況とムラ状況」の克服から、「都市型社会」における「自治・公共」へと移行していく。

松下は、「都市型社会」について、“工業化(①人工のプロレタリア化、②テクノロジーの発達)”と“民主化(①生活様式の平準化、②政治権利の平等化)”の進展が、“都市化(社会形態)”と、“市民化(政治過程)”を引き起こしたと整理しており⁴³⁾、かつての「独占資本主義段階」における「大衆社会」という図式に変わって、「農村型社会」から「都市型社会」への移行という図式が採用されていることが分かる。これについては、“大衆社会概念をたんなる「状況解説」概念としてではなく、「社会形態」概念として設定していた”ので、“大衆社会をのちに《都市型社会》によみかえることができた”と説明している⁴⁴⁾。

そして、この「都市型社会」においては、“その底辺から市民的人間型の大量釀成という市民文化の成熟条件、つまりその可能性がうまれる”とされる⁴⁵⁾。松下によれば、“都市型社会では、市民の型と政治の型とは同型”なのであり、“市民は、それゆえ、市民みずからの文化水準・政治習熟、つまり《市民文化》の熟成を、永遠に未完の課題ではあるが、たえず問わざるをえない”と述べる⁴⁶⁾。このような市民の成熟にともなって、「自治」は、“都市型社会における分節民主政治の可能性をふまえて、わたしたち市民個人が自己責任で組織・制御する社会の設計・管理”であるとされ⁴⁷⁾、「公共」は、“市民間、つまり自由・平等な個人の《相互性》”を意味すると定義される⁴⁸⁾。ここに至って、松下の問題

意識は、「大衆社会」における市民の形成の問題から、「都市型社会」における「市民文化」の成熟を前提とした、市民による「自治・公共」の問題へと移行していることが分かる。

しかし、このような議論の展開に応じて、松下の議論から批判的性格が徐々に失われていったことには留意が必要であろう。このことについて、山田竜作は、“松下が「大衆社会」を「都市型社会」と呼び換へ、彼の政治理論が文字通りの形態論になった時、彼の理論は、人々が私化したマス・デモクラシーを批判する規範的性格を失っていった”ことを指摘している⁴⁹⁾。また、山口定も、“20世紀の現代国家に見合う「社会形態」は「大衆社会」であると断定する新たな「段階論」の主張と、……現代日本におけるムラ状況とマス状況の二重性という現状分析とをつなぐ分析枠組の設定”が松下に欠けていたことを指摘している⁵⁰⁾。この点に、松下の理論の変化による批判的性格の後退を見ることが可能であろう。

以上のような、松下の議論の展開を、松下自身の図式に基づいて整理すると以下のようになる⁵¹⁾。まず、松下は、政治課題や目標の変化に基づいて、政治理論を大きく，“伝統段階”，“近代化過渡段階”，“《市民政治》段階”的3つに分け、“近代化過渡段階”を、さらに、I型・II型・III型の3つに分けている。“近代化I型”的理論構成は、“一元・統一型”であるとされる。この理論の代表的な論者としては、国家と個人の対立を調停したロックが考えられる。次に、“近代化II型”的政治理論は、“二元・対立型の理論構成(階級闘争)”をその特徴とし、代表例としてマルクス主義を挙げることができる。そして、松下の「大衆社会論」は、“近代化II型”から“III型”への移行を意図したものとして位置づけられる。そして、松下のいう“近代化III型”つまり、“多元・重層型理論構成”的理論としては、彼の「市民参加論」が該当する。さらに言えば、“分権化”，“国際化”，“文化化”などの問題を視野に入れた「都市型社会論」は、“《市民政治段階》”の“分節政治理論”に該当するものだと考えられる。

このような一連の松下の議論の特徴は、“「政治」と「社会」の関係の分析に特別な重要性を与える「政治理学」”という方法にあるとされ⁵²⁾、時々の社会状況に応じて独自な政策課題を提起してきたことに見出せる。

4 市民社会における社会教育の役割

A 「終焉」論の意義と課題

このように、松下の議論を振り返ると、「終焉」論の位置を見直すことが可能となる。「大衆社会論」から「都市型社会論」へと理論を展開させてきた松下にとって、設定した課題は、「市民的人間型の形成」から「市民文化の成熟」へと移行しているとしても、「官治型」の社会教育行政に対して、「自治型」の市民文化活動を対置する考え方の一貫している。「大衆社会論」以降、官僚統制と大衆操作という「大衆社会的疎外」を問題にしてきた松下が、“日本型の官治・集権行政による「社会教育」「生涯学習」はオカミによる大衆馴化”であると批判することは不自然ではない⁵³⁾。

『社会教育の終焉』は、『市民文化は可能か』などと並んで、「都市型社会」における「市民文化」の問題を論じた論考であり、前述の図式で言うと，“近代化過渡段階”的“Ⅲ型”から，“《市民政治》段階”への転換を指向した論考であると位置づけられる。一方、松下に批判されたこの時期の社会教育論では、農村型の社会教育から都市型の社会教育への移行が問題とされており、松下の枠組みにおける“Ⅱ型”から“Ⅲ型”への転換が問題とされていたと見ることができる。しかし、松下の中では、この転換は、「大衆社会論」から「市民参加論」へと議論を展開させていく中で結論が出た問題となっていた。つまり、「終焉」論と「終焉」論批判は、議論の射程とする範囲が異なったために、生産的な論争にならなかつたと見ることができる。

ここで、「終焉」論の特徴を改めて考えると、まず、松下の一連の議論は、社会の変化に応じて、その前提とする主体を、「近代的」な市民から「現代的」な市民へと転換させることを提起したという点で、画期的なものだったということを指摘できる。しかし、同時に、松下は、そのような「主体」がどのように「形成」されるのかという問題を議論の前提の部分で乗り越えてしまっていることが問題となる。

もっとも、このような「主体形成」という観点の後退については、1980年代以降の社会の動向とも一致している。このことを、苅谷剛彦は以下のように述べている⁵⁴⁾。

“なるほど、現代の「地域社会と教育」の議論をみると、……1970年代のコミュニティと主体形成の問題が、もはや正面から論じられることはほとんどなくなっているように見える。「地域学習運

動」や「地域教育運動」として、地域社会の教育や学習が問題にされるときに中心テーマであった「主体性の形成」は、80年代、90年代を経た今日、真正面から論じられることはほとんどなく、「地域社会と教育」の問題は、代わって「参加(参画)」や「共同(協同)」といった文脈で語られ、論じられるようになっている。”

苅谷は、“どれだけの自覚や主体性をもとうが、そのこととは関わりなく、住民は責任を負うべき主体として想定される”ようになり、“そうした社会の側の変化が力をもち始めた”過程として、このような変化を把握している⁵⁵⁾。松下の「終焉」論は、この社会の変化をいち早く読み取った議論だったと言える。

しかし、「二重の疎外」という「大衆社会」状況に内在する問題が、「都市型社会」への移行に伴い、市民活動の展開の中で解決されていくという松下の論理構成には、2つの問題が存在する。

第一の問題は、社会の変化によって、成熟した市民が現れるという論理構成についてである。松下は、「社会形態」論をベースに、政治や行政のあり方を考えてきたが、その際に、当初存在したはずの「主体」に関する認識を後退させていった。松下が述べるように、「大衆社会」から「都市型社会」へと社会のあり方が変化すれば、それに相応しい「主体」は自然に「形成」されるのだろうか。この点について、鈴木真理は、“市民の‘成熟’は、単に外的要因の変化によってのみ生みだされるもの”ではなく、“‘成熟’のプロセスは多様である”ということについて、注意を促している⁵⁶⁾。市民運動やボランティア活動が活発化していることは事実であるとしても、活動への「参加の条件」として「主体形成」は依然として必要であり、そのための手段の一つとして社会教育が位置づけられる可能性は排除できない。

第二の問題として、松下が、市民参加や市民活動が活発化した時に生じる“参加への封じ込め”や“動員”といった⁵⁷⁾、「疑似主体性」の問題を見過ごしていることが挙げられる。ここでいう「疑似主体性」とは、市民活動やボランティア活動に参加する個人が、主体的であるように見えて、もしくはそのように振る舞うことを求められているにも関わらず、実際には主体的ではないことを指す。この観点からすれば、市民活動やボランティア活動が活発であることは、参加者の「主体性」を必ずしも意味するわけではなく、それをもって成熟した市民が十分存在することの根拠とはできない。

第一の問題は、市民活動などへの「参加の条件」として、「主体形成」が必要であるということであり、第二の問題は、市民活動などにおける「疑似主体性」を回避するために、「主体形成」が必要だということである。市民社会における社会教育の役割は、この2点から考えられる必要がある。

B 主体形成と社会教育

このように、「終焉」論を、現在読み返すならば、「主体形成」という観点から、社会教育の役割について理論化する作業が求められることになる。ここで問題になるのは、「終焉」論で否定された、社会教育行政や、学級・講座などの教育事業、専門職員などの役割を、「主体形成」という観点からどう理論化するかということである。ここでは、この問題を十分に論じることはできないが、社会教育と「主体形成」の関連を論じた、宮坂広作の議論に敷衍して考えてみよう。

まず、社会教育行政の役割について、宮坂は、“post-industrial society のデザイン作りの主体たるべき市民の自己形成の努力を、可能なかぎり援助することが、社会教育行政の現代的課題だ”と述べている⁵⁸⁾。しかし、“市民の自己形成”的援助を社会教育の役割であるとすることと、社会教育行政がそのために必要であることとは、別の問題である。松下の「終焉」論以降、社会教育行政の存在を前提とした議論を行うことはできなくなってしまっており、社会教育行政の存在意義そのものを問い合わせ直す立論が必要である。

また、学級・講座の意義について、宮坂は、“そのような事業を実施しなくとも民衆の学習・文化活動が自主的にかっぱつに展開されるような状況であるならば、あえてやる必要はない”が、“民衆の学習・文化活動の水準によっては、行政が環境醸成を目的として、住民の学習機会を提供するのは許されて良い”しながら、“ただ、それはできるだけ最小限度にとどめるべきであるし、また、その内容についても公教育としての性格が要請されるべきである”と述べている⁵⁹⁾。宮坂は、学級や講座における“公教育としての性格”を、“public affairs(公共的課題)”の解決として定式化しており⁶⁰⁾、学級・講座は、公共的課題に関して住民に学習機会を提供するという、「参加の条件」を構成する手段の一つとして捉えられていると言える。

次に、専門職員の役割について、宮坂は、“自己教育・相互教育の努力の不十分な部分を、社会教育専門職員の力で補完すればよい”と述べており⁶¹⁾、「主体形成」を援助する存在として、専門職員を位置づけてい

る。さらに、宮坂は、“住民運動ないしは市民運動の展開過程における学習者の主体性の問題”として、“市民運動の多くがそれ自体として市民形成の学習運動という性格を併せ持っていること”と、“どのような市民運動でも、その過程で目的意識的な、組織的・計画的な学習活動をおこなう必要に迫られることがしばしばあり、この狭義の学習活動は市民としての自己形成に大きく貢献するばあいが多い”ことの2点を指摘している⁶²⁾。市民運動が、市民教育の機会となっているという第一の点については、松下も“「市民」としての「政治訓練」を…市民活動によって獲得し、政治的に習熟していくと述べており⁶³⁾、見解の相違はない。重要なのは、市民運動の過程で、“組織的・計画的な学習活動”が必要になるという第二の点である。松下のように、市民活動への参加だけで主体性が獲得できると考えるか、宮坂のように、活動の過程における目的的な学習活動の必要性を主張するかが論点となるが、「疑似主体性」の問題を考えると、宮坂の議論を無視することはできない。専門職員の役割は、このような市民活動における“狭義の学習活動”にどのように関わるのかという点から考えられる必要があろう。

宮坂は、戦後行われてきた、共同学習運動や、住民運動、もしくは、学級・講座の自主編成運動の中に、「主体形成」の契機を見出しているが、“成熟”というのではなく、「完成」を意味するわけではない”と指摘していることが注目できる⁶⁴⁾。「主体形成」とは、人間の成熟の過程に位置づけられるにしても、漸進的なものであり、特別な経験を伴って起こるだけでなく、日常的な生活や学習の中で行われるものである。この意味で、「主体形成」とは、完成ではなく、完成に向かう漸進的な過程として捉えられる⁶⁵⁾。この時、完成されるべき「主体」の内実についての議論も必要となってくる。

市民社会における社会教育の役割は、このようないくつかの「成熟」や「主体形成」の過程をどのように支援するかという点から考えられる必要があり、この時、社会教育行政や、学級・講座、専門職員などの存在意義が改めて問い合わせ直されることになる。

5 おわりに

本論文では、松下圭一の一連の市民社会論を再構成し、その中に「終焉」論を位置づけることによって、「終焉」論の意義と限界を示した。松下の「終焉」論は、社会状況の分析から政策課題を提起するという方法を採っており、市民活動やボランティア活動の活性化な

どの予測を正確に行った点で評価できる。同時に、松下は、「大衆社会」論から「都市型社会」論へと議論を開いていく中で、「主体形成」の問題を論じなくなるが、市民の成熟を前提とする「都市型社会」においても、「参加の条件」として、もしくは「疑似主体性」の問題の克服のために、「主体形成」が必要とされるということに留意が必要である。この時、社会教育の役割は、「主体形成」の支援という点から考えられることになる。

今後の課題として、市民活動と学習活動の連関についての実証的な研究を行い、「主体形成」のプロセスを明らかにしていく作業を行うことが挙げられる。このような作業を通じて、市民社会における社会教育の役割を理論化することによって、「終焉」論を巡る議論を生産的に読み返すことが可能となろう。

(指導教員 鈴木真理准教授)

注

- 1) 小川利夫・松下圭一「対談 市民文化の創造と社会教育」『地方自治通信』No.128(1980年7月号), pp.7-17.
- 2) 松下圭一『市民文化は可能か』(現代都市政策叢書)岩波書店, 1985, pp.309-312.
- 3) 松下圭一『社会教育の終焉』筑摩書房, 1986, pp.3-5.
- 4) *Ibid.*, pp.6-13.
- 5) *Ibid.*, pp.34-56.
- 6) *Ibid.*, pp.133-136.
- 7) *Ibid.*, pp.176-182.
- 8) *Ibid.*, pp.192-193.
- 9) 小川利夫「社会教育『終焉』論批判—視座と課題—」社会教育推進 全国協議会編『社会教育研究』No.6, 1987, p.9.
- 10) *Ibid.*, p.7.
- 11) 戦後社会教育史研究会「社会教育の歴史的理解」にたちかえる」『月刊社会教育』25-5(1981年5月号), p.80.
- 12) 笹川孝一「松下圭一著『社会教育の終焉』への疑問」『月刊社会教育』30-13(1986年12月号), p.75.
- 13) 鈴木真理「社会教育の周辺—コミュニティと社会教育のあいだ・再考—」『社会教育学・図書館学研究』第11号, 1987, pp.61-62.
- 14) 宮坂広作「社会教育の蘇生のために—松下圭一『社会教育行政終焉論』との批判的・親和的交信—」『社会教育学・図書館学研究』第11号, 1987, p.47.
- 15) 小川剛「時評 社会教育不要論をめぐって」『月刊社会教育』29-9 (1985年9月号), p.98.
- 16) 山田正行「自己教育思想の実践的把握に向けて」社会教育基礎理論研究会編『自己教育の思想史』(叢書生涯学習I)雄松堂出版, 1987, p.190.
- 17) 長浜功「社会教育の彷徨と地平」長浜功編『社会教育と自己形成—「終焉」論を超えて—』明石書店, 1987, p.235.
- 18) もっとも、松下の議論を市民社会論とまとめることについては、異論も存在するだろう。例えば、山口定は、篠原一や松下圭一

に代表される“戦後第二期の市民社会論”的特徴を、「市民」概念のそれなりの定着と、にもかかわらず継続し続けた「市民社会」概念の漂流”であるとまとめている。しかし、このような「市民」概念と「市民社会」概念との間ににある距離感の問題は、松下一人に帰せられる問題ではない。むしろ、松下の議論を市民社会論の中に、どう位置づけていくかが課題となろう。そこで、本論文では、松下の議論を市民社会論としてまとめておくこととする。山口定『市民社会論 歴史的遺産と新展開』(立命館大学叢書 政策科学4)有斐閣, 2004, pp.85-87.

- 19) 山田竜作『大衆社会とデモクラシー 大衆・階級・市民』(政治理論のパラダイム転換)風行社, 2004, p.105.
- 20) 松下圭一「大衆国家の成立とその問題性」松下圭一『現代政治の条件』中央公論社 [増補版], 1969, p.11. 初出は、『思想』vol.389 (1956年11月号)。
- 21) 松下圭一「史的唯物論と大衆社会」松下圭一『現代政治の条件』*op.cit.*, p.35. 初出は、『思想』vol.395(1957年5月号)。
- 22) 松下圭一「日本における大衆社会論の意義」松下圭一『現代政治の条件』*op.cit.*, pp.232-233. 初出は、『中央公論』1957年8月号。
- 23) 松下圭一「後記」松下圭一『現代政治の条件』*op.cit.*, pp.283-287.
- 24) 松下圭一「史的唯物論と大衆社会」*op.cit.*, p.57.
- 25) 山田竜作, *op.cit.*, pp.114-118.
- 26) 松下圭一「集団観念の形成と市民政治理論の構造転換(一)」『法学志林』第53巻3・4合併号, 1959, p.173.
- 27) 松下圭一『市民政治理論の形成』岩波書店, 1959, pp.418-419.
- 28) 松下圭一「巨大社会における集団理論」松下圭一『現代政治の条件』*op.cit.*, pp.156-166. 初出は、日本政治学会編『国家体制と階級意識「大衆社会」への理論的対応』(年報政治学1957年度)岩波書店, 1957.
- 29) 松下圭一『現代政治 発想と回想』法政大学出版局, 2006, p.20.
- 30) 松下圭一「社会科学の今日的状況」松下圭一『現代政治の条件』*op.cit.*, pp.260-261. 初出は、『思想』vol.436(1960年10月号)の「大衆社会論の今日的位置」。
- 31) この点については、松下圭一「革新政治指導の課題」『中央公論』1961年3月号, pp.157-169; 松下圭一『現代日本の政治的構成』東京大学出版会, 1962; 松下圭一『戦後民主主義の展望』日本評論社, 1965を参照のこと。
- 32) 松下圭一「市民の的人間型の現代的可能性」松下圭一『現代政治の条件』*op.cit.*, pp.212-213. 初出は、『思想』vol.504(1966年6月号)。
- 33) *Ibid.*, pp.217.
- 34) *Ibid.*, pp.226.
- 35) 例えば、以下の論考を参照のこと。松下圭一「戦後民主主義の危機と転機」松下圭一『現代政治の条件』*op.cit.*, pp.265-276(初出は、『朝日ジャーナル』1968年6月9日号); 松下圭一「直接民主主義の論理と社会分権」松下圭一『現代政治の条件』*op.cit.*, pp.201-211(初出は、『朝日ジャーナル』1969年6月8日号)。
- 36) 松下圭一『都市政策を考える』(岩波新書)岩波書店, 1971, pp.68-69.
- 37) 松下圭一「シビル・ミニマムの思想」松下圭一『シビル・ミニマムの思想』東京大学出版会, 1971, pp.273-278. 初出は、『展望』1970年5月号。
- 38) 松下圭一『市民自治の憲法理論』(岩波新書)岩波書店, 1975, pp.

- 102-103.
- 39) 松下圭一「シビル・ミニマムの提起」松下圭一『都市型社会の自治』
日本評論社, 1987, p.117. 初出は、『地方自治研修』1980年4月号の「統・シビル・ミニマムの思想」。
- 40) 松下圭一『市民自治の憲法理論』*op.cit.*, p.iv.
- 41) *Ibid.*, pp.25-28.
- 42) 例えは、以下のような論考を参照のこと。松下圭一『日本の自治・分権』(岩波新書)岩波書店, 1996; 松下圭一『政治・行政の考え方』(岩波新書)岩波書店, 1998; 松下圭一『自治体は変わるか』(岩波新書)岩波書店, 1999.
- 43) 松下圭一『政策型思考と政治』東京大学出版会, 1991, p.28.
- 44) 松下圭一『戦後政治の歴史と思想』(ちくま学芸文庫)筑摩書店, 1994, p.493.
- 45) 松下圭一『政策型思考と政治』*op.cit.*, p.33.
- 46) *Ibid.*, pp.353.
- 47) 松下圭一「市民文化と自治」松下圭一・西尾勝・新藤宗幸編『自治』(岩波講座自治体の構想5)岩波書店, 2002, p.18.
- 48) 松下圭一「公共概念の転換と都市型社会」西尾勝・小林正弥・金泰昌編『自治から考える公共性』(公共哲学11)東京大学出版会, 2004, p.45.
- 49) 山田竜作, *op.cit.*, p.267.
- 50) 山口定, *op.cit.*, p.89.
- 51) この部分については、松下圭一「公共概念の転換と都市型社会」*op.cit.*, pp.33-37; 山田竜作, *op.cit.*, pp.268-270などを参照して、整理を行った。
- 52) 山口定, *op.cit.*, p.89.
- 53) 松下圭一「公共概念の転換と都市型社会」*op.cit.*, p.39.
- 54) 荘谷剛彦「創造的コミュニティと責任主体」莊谷剛彦編『創造的コミュニティのデザイン 教育と文化の公共空間』(講座新しい自治体の設計5)有斐閣, 2004, p.8.
- 55) *Ibid.*, p.13.
- 56) 鈴木真理, *op.cit.*, p.62.
- 57) これらの問題については、渋谷望『魂の労働 ネオリベラリズムの権力論』青土社, 2003; 中野敏男『大塚久雄と丸山眞男 動員・主体・戦争責任』青土社, 2001を参照のこと。
- 58) 宮坂広作「社会教育の蘇生のために」*op.cit.*, p.43.
- 59) *Ibid.*, p.41.
- 60) 宮坂広作『現代日本の社会教育』明石書店, 1987, p.222.
- 61) *Ibid.*, p.68.
- 62) 宮坂広作「社会教育と主体形成」宮坂広作『生涯学習と主体形成』明石書店, 1992, pp.21-22. 初出は、『東京大学教育学部紀要』第24巻, 1984; 『東京大学教育学部紀要』第30巻, 1990。
- 63) 松下圭一「公共概念の転換と都市型社会」*op.cit.*, pp.38-39.
- 64) 宮坂広作「社会教育と主体形成」*op.cit.*, p.55.
- 65) 「主体形成」の過程について、鈴木敏正は、「学習主体としての人格→自己疎外=社会的陶冶→自己教育(社会教育労働)→主体形成」という道筋を示しているが、その方法論などについては議論の余地がある。鈴木敏正『主体形成の教育学』お茶の水書房, 2000.